

主要裁判例における「その他」一覧

1. 採用、委託等の際の選考過程が正規従業員の採用の場合とほとんど同様であること

<労働者性肯定事例>

△正社員を採用する際に作成される内定通知書、採用通知書及び雇用契約書が作成されておらず、Xからも履歴書や身元保証書等の提出がされていなかった（しかし、案件ごとに報酬額を協議する形でコピーライティング業務を委託するようになった後、固定報酬の本件契約を締結していることからすると、他の正社員と採用手続が異なることは労働者性を否定する要素とはいえない）

（15_ワイアクシス事件・肯定）

<労働者性否定事例>

●面接、採用という通常の雇用契約に想定される手続はなく、就業規則や服務規律、退職金制度、福利厚生の有無についての定めも一切なく、これらについてXが不満を訴えたりした事情はない

（05_TRYNNO事件・否定）

主要裁判例における「その他」一覧

2. 報酬について給与所得としての源泉徴収を行っていること

<労働者性肯定事例>

○固定報酬の支払について「給与明細」を発行し、源泉徴収を行い、毎年、源泉徴収票を発行していた
(15_ワイアクシス事件・肯定)

○奨学金等として金員を支払い、これらの金員につき給与等に当たるものとして源泉徴収を行っていた
(43_関西医科大学研修医(未払賃金)事件・肯定)

△給与所得等に係る源泉徴収ではなく、報酬、料金等に係る源泉徴収が行われていた(しかし、Yの認識を示すものにすぎず、労働者性を否定すべき事情であるとは認められない)
(14_国・津山労基署長〔住友ゴム工業〕事件・肯定)

△給与に関する源泉徴収ではなく、「芸能人報酬に関する源泉徴収」がされており、Xは事業所得として確定申告していた(しかし、所得税の申告形式のみを捉えて使用従属関係を否定することは相当ではないから、所得税の申告形式から労働者性を否定することはできない)
(44_新宿労基署長(映画撮影技師)事件・肯定)

●所得税等の源泉徴収や社会保険・雇用保険への加入はされていなかった(30_株式会社MID事件・肯定)

●Yは賃金から所得税を源泉徴収していなかった
(49_丸善住研事件・肯定)

●従業員名簿、賃金台帳に登載されず、厚生年金、労災保険、源泉徴収税の適用はなく、また就業規則の適用は受けず、Yの物的設備の貸与や福利厚生も受けていなかった
(50_北浜土木碎石事件・肯定)

<労働者性否定事例>

●給与所得として源泉徴収は行われず、社会保険料も控除されておらず、また、Xの妻名義の口座に報酬を振り込むなどしており、Xは報酬を事業所得として青色申告していた
(21_建通エンジニアリング業務委託者ほか事件・否定)

●就業規則等の適用を受けず、また、国民健康保険組合の被保険者となっており、労働保険や社会保険の被保険者となっておらず、源泉徴収の控除はされていなかった
(40_藤沢労基署長(大工負傷)事件・否定)

●所得税の源泉徴収、社会保険、雇用保険の保険料の控除はされておらず、報酬を事業所得として確定申告をしていた
(47_横浜南労基署長(旭紙業)事件・否定)

主要裁判例における「その他」一覧

3. 労働保険の適用対象としていること①

<労働者性肯定事例>

○Yは、陸運局に対して、Xは社員であるとして営業ナンバー車両を使用させ、社会保険庁に対して、Xは社員であるとして厚生年金・健康保険に加入させ、厚生省（厚生労働省）に対して、Xは社員であるとして雇用保険に加入させ、労働基準監督署に対して、Xが社員であるとして労災保険に加入し、Xが昭和60年に事故に遭った際にはXの求めなくして、Yの判断で労災の申請を行った
(35_日興運送事件・肯定)

○労災保険料の算定基礎にXに対する報酬を含めていた
(44_新宿労基署長（映画撮影技師）事件・肯定)

△社会保険及び厚生年金等に加入していなかった（しかし、このことが労働者性を否定する要素とはいえない）
(15_ワイアクシス事件・肯定)

△報酬から雇用保険及び社会保険の保険料が控除されていなかった（しかし、このことは、労働者性の判断を左右するものではない）
(20_ミヤイチ本舗事件・肯定)

●所得税等の源泉徴収や社会保険・雇用保険への加入はされていなかった (30_株式会社MID事件・肯定)

●従業員名簿、賃金台帳に登載されず、厚生年金、労災保険、源泉徴収税の適用はなく、また就業規則の適用は受けず、Yの物的設備の貸与や福利厚生も受けていなかった
(50_北浜土木碎石事件・肯定)

<労働者性否定事例>

●給与所得者であれば給与所得から控除されることになる社会保険料の徴収はされていない
(02_国立大学法人東京芸術大学事件・否定)

●Y事務所に入所した当初より、労働保険等社会保険の被保険者とは取り扱われていなかった
(06_弁護士法人甲野法律事務所事件・否定)

3. 労働保険の適用対象としていること②

<労働者性否定事例(続き)>

- 法人化したY事務所の社員となり、源泉徴収の手續上、一旦法人化前のY事務所を退職したものとされており、個人事業主であることから弁護士国民健康保険組合に対して、厚生年金には加入せず、国民健康保険も変更なしとする手續を自ら行っていた (06_弁護士法人甲野法律事務所事件・否定)
- 給与所得として源泉徴収は行われず、社会保険料も控除されておらず、また、Xの妻名義の口座に報酬を振り込むなどしており、Xは報酬を事業所得として青色申告していた (21_建通エンジニアリング業務委託者ほか事件・否定)
- 報酬から社会保険料を差し引いておらず、雇用保険にも加入していなかった (26_東京リエ・コーポレーション事件・否定)
- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入せず、加入の要求をすることや、加入を勧められることもなかった (34_公認会計士A事務所事件・否定)
- 就業規則等の適用を受けず、また、国民健康保険組合の被保険者となっており、労働保険や社会保険の被保険者となっておらず、源泉徴収の控除はされていなかった (40_藤沢労基署長(大工負傷)事件・否定)
- 所得税の源泉徴収、社会保険、雇用保険の保険料の控除はされておらず、報酬を事業所得として確定申告をしていた (47_横浜南労基署長(旭紙業)事件・否定)
- ▲Xは雇用保険の被保険者として届け出られ、給与から保険料が控除されていた(しかし、申請できる社会保険は全て申請していたというのであり、また労働基準監督署はYのメンバーが労働者に該当すると指摘していたことも踏まえると、メンバーに労働保険制度が適用されていたことのみをもって、Yがメンバーを労働者と自認していた根拠として、使用従属性を肯定する事情として重視することはできない) (18_企業組合ワークーズ・コレクティブ轍・東村山事件・否定)
- ▲Yの従業員は、Xが請求した療養補償の請求書にYの事業所の証明印を押印し、これにより療養補償給付の支給決定がなされた(しかし、当該従業員は、XがYの従業員であったかどうかについては知らず、その後、労働基準監督署から調査が入った際には、Y代表者は、XがYの従業員ではないとして、休業補償の証明を拒否し、先の療養補償について押印したことに関し、証明印を押印した当該従業員を叱った) (45_堺労基署長(コスモ商会)事件・否定)

主要裁判例における「その他」一覧

4. 服務規律を適用していること①

<労働者性肯定事例>

○始業時刻及び終業時刻が、労働者を対象とした就業規則に記載されている始業時刻及び終業時刻の内容と同一であった
(11_ブレイントレジャー事件・肯定)

○契約書に「遅刻」や「始末書」等労働契約を前提とした文言が記載されていた (17_イヤシス事件・肯定)

○「講師ガイドブック」には、個人情報保護やセクシャルハラスメント防止に関する規定など、講師が遵守すべき服務規律に関する定めも一定程度含まれていた
(38_河合塾(非常勤講師・出講契約)事件・肯定)

○運送委託誓約書には、接客、服務、報告義務、直接取引の禁止といった、業務委託契約とは性質の異なる規定がおかれており、Yは委託契約者の服務、労務管理等に関して、詳細な事項を定めた服務規程を作成し、これを委託契約者に遵守させるように図っていた
(42_アサヒ(急配運送)委託契約解除事件・肯定)

△従業員の就業時間、休憩時間、休日及び服務規律等を定めた就業規則は適用されず、報酬の支払時期もYの従業員と異なる時期とされていた(しかし、指揮監督関係が認められることに照らすと、労働者性の判断に大きな影響を及ぼすものではない)
(44_新宿労基署長(映画撮影技師)事件・肯定)

4. 服務規律を適用していること②

<労働者性否定事例>

- 面接、採用という通常の雇用契約に想定される手続はなく、就業規則や服務規律、退職金制度、福利厚生の有無についての定めも一切なく、これらについてXが不満を訴えたりした事情はない（05_TRYNNO事件・否定）
- （契約条件1において）Xの行う業務内容の範囲や業務の実施に関しては特に定められておらず、Xが服する詳細な服務規律も定められていなかった（06_弁護士法人甲野法律事務所事件・否定）
- メッセージに係る就業規則は整備されておらず、備え置きもなかった（29_ソクハイ(契約更新拒絶)事件・否定）
- 就業規則等の適用を受けず、また、国民健康保険組合の被保険者となっており、労働保険や社会保険の被保険者となっておらず、源泉徴収の控除はされていなかった（40_藤沢労基署長(大工負傷)事件・否定）
- Yの就業規則が適用されていたとは認められない（45_堺労基署長(コスモ商会)事件・否定）

主要裁判例における「その他」一覧

5. 退職金制度、福利厚生を適用していること

<労働者性肯定事例>

●従業員名簿、賃金台帳に登載されず、厚生年金、労災保険、源泉徴収税の適用はなく、また就業規則の適用は受けず、Yの物的設備の貸与や福利厚生も受けていなかった

(50_北浜土木碎石事件・肯定)

<労働者性否定事例>

●面接、採用という通常の雇用契約に想定される手続はなく、就業規則や服務規律、退職金制度、福利厚生の有無についての定めも一切なく、これらについてXが不満を訴えたりした事情はない

(05_TRYNNO事件・否定)

▲報酬から福利厚生費が控除されていた(しかし、福利厚生費は在籍者全員から徴収していたため、報酬から福利厚生費を控除していたことをもって、労働者として扱っていたということとはできない)

(26_東京リエ・コーポレーション事件・否定)

6. 1～5以外の事情（使用者の言動に関する事情）

<労働者性肯定事例>

○1年ごとに取り交わされた契約書等は、表題が「雇用に関する契約書」、「労働条件通知書」及び「雇用契約書」であり、「雇用」、「賃金」ないし「基本給」等の雇用契約を前提とした表現が使用されており、Xや歴代の園長、Yの関係者のいずれからも、別段の違和感や疑念をもたれたことをうかがわせる事実はなかった

(07_学校法人信愛学園事件・肯定)

○Yは在職証明書を発行したことがあった

○Yは固定報酬の支払が遅延することを連絡する際に、固定報酬を「給料」と呼称していた

(15_ワイアックス事件・肯定)

○歩合報酬だけでなく、職務手当及び役職手当との名目で支払を受けており、Yの決算報告書において、Xらに対する支払いを給料手当として計上していた

(20_ミヤイチ本舗事件・肯定)

○契約書には、試用期間、定年、勤務時間及び休暇等、労働契約において通常定められることが多い条項が存在するだけでなく、発注者が給与所得の源泉徴収票を交付したり、解雇する旨告げるなど、労働者であることを前提とする言動をしていた

(30_株式会社MID事件・肯定)

○Yは、陸運局に対して、Xは社員であるとして営業ナンバー車両を使用させ、社会保険庁に対して、Xは社員であるとして厚生年金・健康保険に加入させ、厚生省（厚生労働省）に対して、Xは社員であるとして雇用保険に加入させ、労働基準監督署に対して、Xが社員であるとして労災保険に加入し、Xが昭和60年に事故に遭った際にはXの求めなくして、Yの判断で労災の申請を行った

(35_日興運送事件・肯定)

主要裁判例における「その他」一覧

6. 1～5以外の事情（使用者の言動に関する事情）

<労働者性否定事例>

●給与所得として源泉徴収は行われず、社会保険料も控除されておらず、また、Xの妻名義の口座に報酬を振り込むなどしており、Xは報酬を事業所得として青色申告していた

（21_建通エンジニアリング業務委託者ほか事件・否定）

▲労働基準監督署の指導により残業代の一部を支払ったことや、Yにおいて、36協定書を締結し、これを労働基準監督署に提出していた（しかし、Y代表者が労働基準監督官から残業代の支払等を強く求められたため、反論する知識もなかったことから、当該対応をしたものであり、その後の運営会議では、給与の支給は現状のままとされたという事情に照らせば、当該事実のみから、指揮監督関係が存在していたとは認め難く、労働者性の根拠とすることはできない）

（18_企業組合ワークス・コレクティブ轍・東村山事件・否定）

▲月ごとに支払った約11万円の支給は「給与」名目であり、「給与支給明細書」の交付をしていた（しかし、住宅手当、家族手当、精勤手当、通勤手当などの支払はなく、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に入っていないために、その控除もなく、これらに関する項目が常に0になっており、「給与支給明細書」とはいても、その記載内容は通常の労働者のそれとは大きく異なっているなどからすれば、準委任契約であっても説明ができる）

▲他の従業員と同様、年2回賞与を与えていた（しかし、縁故性や生活費援助の必要性などから賞与が支給されていたのであり、準委任契約であっても説明ができる）

（34_公認会計士A事務所事件・否定）

主要裁判例における「その他」一覧

6. 1～5以外の事情（働く者の言動に関する事情）

<労働者性肯定事例>

○1年ごとに取り交わされた契約書等は、表題が「雇用に関する契約書」、「労働条件通知書」及び「雇用契約書」であり、「雇用」、「賃金」ないし「基本給」等の雇用契約を前提とした表現が使用されており、Xや歴代の園長、Yの関係者のいずれからも、別段の違和感や疑念をもたれたことをうかがわせる事実はなかった

（07_学校法人信愛学園事件・肯定）

△給与に関する源泉徴収ではなく、「芸能人報酬に関する源泉徴収」がされており、Xは事業所得として確定申告していた（しかし、所得税の申告形式のみを捉えて使用従属関係を否定することは相当ではないから、所得税の申告形式から労働者性を否定することはできない）

（44_新宿労基署長（映画撮影技師）事件・肯定）

<労働者性否定事例>

●面接、採用という通常の雇用契約に想定される手続はなく、就業規則や服務規律、退職金制度、福利厚生の有無についての定めも一切なく、これらについてXが不満を訴えたりした事情はない

（05_TRYNNO事件・否定）

●平成24年分及び平成25年分の事業収入について所得税の確定申告をしていた

（06_弁護士法人甲野法律事務所事件・否定）

●フランチャイズ契約上、Xが事業者の義務とされる労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならないとされていた

（19_セブン-イレブン・ジャパン〔共同加盟店主〕事件・否定）

●給与所得として源泉徴収は行われず、社会保険料も控除されておらず、また、Xの妻名義の口座に報酬を振り込むなどしており、Xは報酬を事業所得として青色申告していた

（21_建通エンジニアリング業務委託者ほか事件・否定）

●消費税の源泉徴収をされずに対価の支払を受け事業所得として確定申告をしていた

（28_リバーズ東京事件・否定）

●所得税の源泉徴収、社会保険、雇用保険の保険料の控除はされておらず、報酬を事業所得として確定申告をしていた

（47_横浜南労基署長（旭紙業）事件・否定）